

富士市自転車等の放置の防止に関する条例の解説

(目的)

第1条 この条例は、公共の場所における自転車等の放置を防止することにより、歩行者等の安全な通行を確保するとともに、良好な都市景観を保全し、もって安全で快適な市民生活の実現を図ることを目的とする。

【解説】

第1条では、本条例の目的を規定しています。

駅周辺の道路をはじめとする公共の場所に自転車等が放置されていることから、歩行者等の安全な通行に支障が生じ、都市景観を阻害しているなど市民生活に大きな影響を与えているため、その放置を防止することによって、安全で快適な市民生活の実現を図ることを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車等 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車及び同項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (2) 自転車等駐車場 一定の区画を限って設置される自転車等の駐車のための施設をいう。
- (3) 公共の場所 道路、駅前広場その他一般交通の用に供する場所をいう。
- (4) 放置 自転車等の利用者又は所有者（以下「利用者等」という。）が、当該自転車等から離れて直ちに当該自転車等を移動することができない状態をいう。

【解説】

第2条では、本条例における用語について定義しています。

道路交通法（昭和35年法律第105号）及び自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号。以下「自転車法」という。）で定義されている用語を引用しています。

- (1) 「自転車等」とは、道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車及び第2条第1項第11号の2で規定する自転車をいいます。

「道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車」とは、内閣府令で定める大きさ以下の総排気量又は定格出力を有する原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車であって、自転車、身体障害者用の車いす及び歩行補助車等以外のものをいい、いわゆる排気量が50cc未満のバイクを指します。

「道路交通法第2条第1項第11号の2で規定する自転車」とは、ペダル又はハンド・クランクを用い、かつ、人の力により運転する2輪以上の車（レールにより運転する車

を除く。)であって、身体障害者用の車いす、歩行補助車等及び小児用の車以外のもの(人の力を補うため原動機を用いるものであって、内閣府令で定める基準に該当するものを含む。)をいいます。

また、身体障害者用の車いすや小児用自転車等は含まれませんが、電動アシスト式自転車や三輪車(大人用)は含まれます。

(2) 「自転車等駐車場」とは、一定の区画を限って設置される自転車等の駐車のための施設をいいます。

(3) 「公共の場所」とは、道路、駅前広場、河川の土手等、一般の交通の用に供されている場所で、自転車等駐車場以外の場所をいいます。

(4) 「放置」とは、自転車の利用者等が当該自転車等を離れて直ちに移動できない状態をいいます。

なお、自転車等を運転するのは、所有者だけでなく、所有者の家族が利用する場合等も考えられることから、自転車等の利用者もこの条例の対象としています。

(市の責務)

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、自転車等駐車場の整備、自転車等の適正な駐車方法の指導及び啓発、関係機関及び関係団体との協力体制の確保その他自転車等の放置を防止するために必要な施策を総合的に推進するものとする。

【解説】

第3条では、本条例における第1条の目的を達成するための市の責務について規定しています。自転車法第3条(国及び地方公共団体の責務を規定)を受けて、市で自転車等の放置を防止するために必要な施策の総合的推進を図るために規定しています。

「自転車等の放置を防止するために必要な施策」とは、広報誌、ウェブサイト、街頭指導等による広報啓発活動及び放置自転車等の整理、移動、保管、処分等をいいます。

「関係機関及び関係団体」とは、県、警察署、JR、商店街組合等をいいます。

(利用者等の責務)

第4条 利用者等は、公共の場所に自転車等の放置をしないよう努めるとともに、市の施策に協力しなければならない。

【解説】

第4条では、自転車法第12条第2項(自転車等の利用者等の責務を規定)を受け、本条例における利用者等の責務として、自転車等の放置をしないよう努めることに加え、市が実施する施策に協力することを規定しています。

(鉄道事業者の責務)

第5条 鉄道事業者は、市が自転車等駐車を設置しようとするときは、その用地の提供に努める等市の施策に協力しなければならない。

【解説】

第5条では、自転車法第5条第2項（鉄道事業者の責務を規定）を受け、本条例における鉄道事業者の責務について規定しています。駅周辺には、鉄道用地以外に自転車等駐車の用地を取得することが困難なことが多いため、市が自転車等駐車を設置しようとするときは、鉄道事業者がその用地の提供に努めるとともに、市の施策に協力することについて規定しています。

(施設設置者の責務)

第6条 公共施設、商業施設、娯楽施設その他自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設の設置者は、当該施設の利用者のために必要な自転車等駐車を設置するように努めるとともに、市の施策に協力しなければならない。

【解説】

第6条では、自転車法第5条第3項（施設設置者の責務を規定）を受け、施設の設置者に対する自転車等駐車の設置と市が実施する施策への協力について規定しています。

「公共施設」とは、官公署、学校、図書館等があげられます。

「商業施設」とは、ショッピングセンター、スーパーマーケット、銀行等があげられます。

「娯楽施設」とは、ゲームセンター、パチンコ店、インターネットカフェ等があげられます。

駅周辺のみならず、官公署、学校、スーパー等の周辺でも発生している駐輪需用は、一般的に特定の施設の利用者と密接な関係にあると考えられるので、原因者負担の観点から、これらの施設の設置者は、自転車等駐車の設置に努めなければならないことと規定しています。

(放置禁止区域の指定等)

第7条 市長は、歩行者等の安全な通行を確保し、及び良好な都市景観を保全するため、自転車等の放置を禁止する必要があると認める公共の場所を、自転車等放置禁止区域（以下「放置禁止区域」という。）として指定することができる。

2 市長は、放置禁止区域を指定しようとするときは、あらかじめ関係機関及び関係団体の意見を聴くものとする。

3 市長は、前2項の規定により放置禁止区域を指定したときは、規則で定める事項を告示するとともに、周知を図るために必要な措置を講ずるものとする。

4 前2項の規定は、放置禁止区域を変更し、又はその指定を解除する場合について準用す

る。

【解説】

第7条第1項では、自転車等の放置により市民の良好な生活環境が阻害されるおそれのある公共の場所を、自転車等の放置をしてはならない区域として指定することについて規定しています。

第2項では、放置禁止区域を指定しようとする際は、関係機関及び関係団体（県、警察署、JR、商店街組合等）の意見をあらかじめ聴くものとしています。

第3項では、放置禁止区域を指定した際は、その旨を告示するとともに、標識等の設置により周知を図ることとしています。

第4項では、放置禁止区域を変更し、又は指定を解除しようとする際は、第2項及び第3項の規定を準用することとしています。

（自転車等の放置の禁止）

第8条 利用者等は、放置禁止区域に自転車等の放置をしてはならない。

【解説】

第8条では、自転車等の利用者等に対し、放置禁止区域への自転車等の放置を禁止しています。

（放置禁止区域内における自転車等の放置に対する措置）

第9条 市長は、放置禁止区域内に自転車等の放置をし、又は放置をしようとしている利用者等に対し、当該自転車等を放置禁止区域から自転車等駐車場その他の適切な場所に移動することを命ずることができる。

2 市長は、利用者等が前項の規定による措置にもかかわらず、放置禁止区域内に規則で定める期間自転車等の放置をしているときは、当該自転車等を撤去することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、放置禁止区域内に放置がされている自転車等を即時に撤去することができる。

【解説】

第9条第1項では、自転車法第5条第6項（道路管理者等が放置自転車等の撤去等に努めることを規定）の規定に基づき、放置禁止区域内における自転車等の放置に対する措置として、利用者等に対し、口頭や警告書の貼付により自転車等の移動の命令を行います。

第2項では、第1項の規定による移動の命令をしたにもかかわらず、なお規則で定める期間（自転車等に警告書の貼付を行った日から起算して2日間）放置がされている自転車等について撤去することができることを規定しています。

第3項では、放置禁止区域内において、故意による放置や緊急を要する場合等には、第1項及び第2項の規定によらず、即時に放置がされている自転車等を撤去することができるこ

とを規定しています。

(放置禁止区域外における自転車等の放置に対する措置)

第10条 市長は、放置禁止区域外の公共の場所に自転車等の放置がされているときは、利用者等に対し、当該自転車等の放置をしないよう指導することができる。

2 市長は、利用者等が前項の規定による指導にもかかわらず、規則で定める期間自転車等の放置をしているときは、当該自転車等を撤去することができる。

【解説】

第10条第1項では、放置禁止区域外の公共の場所における自転車等の放置に対する措置として、利用者等に対し、口頭や指導書の貼付により指導を行います。

第2項では、第1項の規定による指導をしたにもかかわらず、なお規則で定める期間（自転車等に指導書の貼付を行った日から起算して7日間）放置がされている自転車等について撤去することができることを規定しています。

(身分証明書の携帯等)

第11条 前2条の規定に基づく権限を行使するよう命ぜられた職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

【解説】

第11条では、自転車等の放置に対する措置の業務に携わる職員は、当該業務が正当な権限に基づく業務であることを明らかにするため、身分証明書を携帯し、関係人から請求があった場合には、身分証明書を提示しなければならないことを規定しています。

(撤去した自転車等の措置)

第12条 市長は、第9条第2項若しくは第3項又は第10条第2項の規定により自転車等を撤去したときは、当該自転車等を保管しなければならない。

2 市長は、前項の規定により自転車等を保管したときは、規則で定める事項を告示するとともに、利用者等に当該自転車等を返還するために必要な措置を講ずるものとする。

3 市長が前項の措置を講じたにもかかわらず、規則で定める期間を経過してもなお利用者等が引き取らない自転車等及び利用者等の確認ができなかった自転車等については、当該自転車等を売却し、その売却した代金を保管することができる。この場合において、当該自転車等につき、買受人がないとき、又は売却することができないと認められるときは、当該自転車等につき廃棄等の処分をすることができる。

4 第2項の規定による告示の日から起算して6月を経過してもなお第1項の規定により保管した自転車等（前項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、市に帰属する。

【解説】

第12条第1項では、撤去した自転車等を市長が保管しなければならないことを規定しています。

第2項では、自転車法第6条第2項（市が放置自転車等を保管したときは告示するとともに、利用者に返還するための措置を講ずることを規定）の規定に基づき、撤去・保管した自転車等について、規則で規定する事項（放置されていた場所、撤去した年月日、保管場所・保管期間、車体の形式、防犯登録番号等を予定）を告示することを規定しています。併せて、所轄の警察署に対する照会等により所有者を確認し、所有者が判明した場合は、書面にて引取りを要請します。

第3項では、利用者等が判明して市が引取りの通知をしたにもかかわらず、規則で定める期間（60日間）を経過しても引取りがなかった場合及び利用者等が判明しなかった場合は、自転車法第6条第3項（放置自転車等を返還することができない場合の措置に関する規定）の規定に基づき、その自転車等を売却し、その売却した代金を保管することができるものとします。ただし、買受人がないとき、又は売却することができないと認められるときは、その自転車等について廃棄等の処分をすることができることを規定しています。

第4項では、自転車法第6条第4項（告示から6ヶ月経過後、自転車等の所有権が市に帰属することを規定）の規定に基づき、第2項の規定による告示の日から起算して6か月を経過しても保管した自転車等を返還することができないときは、その自転車等の所有権は市に帰属することを規定しています。

（費用の納入）

第13条 前条第1項の規定により保管されている自転車等（同条第3項前段の規定により売却した代金を含む。）の返還を受けようとする者は、当該自転車等（同項前段の規定により売却した代金を含む。）の撤去及び保管に要した費用（同項前段の規定により自転車等を売却したときは、当該売却に要した費用を含む。）として、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を納入しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、これを免除することができる。

- (1) 自転車 1台につき2,000円
- (2) 原動機付自転車 1台につき3,000円

【解説】

第13条では、自転車法第6条第5項（放置自転車等の撤去、保管等に要した費用を利用者等の負担とすることができることを規定）の規定に基づき、撤去・保管した自転車等及び売却した代金について、利用者等が返還を受けようとするときは、撤去、保管及び売却に要した費用として、自転車は1台につき2,000円、原動機付自転車は1台につき3,000円の納入を義務付けました。

ただし、市長が特別の理由があると認める場合（警察に盗難届が提出されていることが確認できた場合、利用者等の責めに帰すべきでないと判断できる場合等）は、費用を免除することができることとします。

※ 県内各市の費用の状況（平成25年1月10日現在）

市名	自転車	原動機付自転車
静岡市	2,000円	3,000円
沼津市	2,000円	3,000円
浜松市	1,000円	2,000円
富士宮市	1,000円	2,000円
三島市	1,000円	1,500円

（委任）

第14条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

【解説】

本条例を施行するために必要な事項を規定することを規則に委任するものです。

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

【解説】

本条例の施行日を定めるものです。

放置禁止区域の指定、自転車等の放置に対する措置等についての周知期間を設けるため、平成25年7月1日を施行日とします。